

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日が休日に当
たるときは、そ
の翌日)

平成十年六月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

目 次

- ◇告 示 字の区域の変更(二件)(市町村振興課)
字の区域の変更等(〃)
保険医等の登録(保険課)
- ◇公 告 採石業務管理者試験の合格者(河川課)
砂利採取業務主任者試験の実施(〃)
- ◇調達公告 落札者の決定(三件)(病院局総務課)
随意契約の相手方の決定(〃)

告 示

鳥取県告示第四百三十三号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定に基づき、三朝町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、三朝町(大字森、大字大瀬、大字横手及び大字福本の各一部)の地積図及び地積簿の国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第十九条第二項の規定による認証の日からその効力を生ずる。

区域を変更する字
の名称

同上の区域(平成九年十一月十一日現在の地番による。)

大字森字五萬	大字森字五萬の全域
大字森字馬場	大字森字馬場三〇〇の一、三〇〇の二、三〇一の一及びこれらと一体をなす国有地
大字森字天神落	大字森字馬場のうち三〇〇の一、三〇〇の二、三〇一の一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
大字森字天神	大字森字天神落のうち五八二の一、五八三の二、五八四の二、五八五の一から五八五の八まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
大字森字下天神谷	大字森字天神落五八二の一、五八三の二、五八四の二、五八五の一から五八五の八まで及びこれらと一体をなす国有地 大字森字天神の全域 大字森字下天神谷六二六の三、六二六の四
大字森字下天神谷	大字森字下天神谷のうち六二六の三、六二六の四以外の区域

鳥取県告示第四百三十四号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定に基づき、関金町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、関金町(大字安歩の一部)の地積図及び地積簿の国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第十九条第二項の規定による認証の日からその効力を

大字清水川字前田	大字清水川字前田一七四、一九〇と一体をなす国有地の一部 大字阿賀字ミソギ一〇一六の二、一〇一七の一、一〇一七の二、一〇一七の五と一体をなす国有地の一部
大字清水川字飛渡り	大字清水川字上高瀬一四九の二から一四九の五まで、一五〇の一、一五〇の一〇、一七〇の一と一体をなす国有地の一部 大字清水川字前田のうち一七四、一九〇と一体をなす国有地の一部以外の区域
大字清水川字天場	大字清水川字飛渡りのうち一三三の二から一三三の四までと一体をなす国有地の一部以外の区域 大字清水川字天場二五八の一、二五八の二、二五九の二、二六〇の一及びこれらと一体をなす国有地並びに二六一、二六五、二六六の二から二六六の四までと一体をなす国有地の一部
大字清水川字平ノ前	大字清水川字天場のうち二五八の一、二五八の二、二五九の二、二六〇の一、二八九の二、二八九の三、二九〇の二、二九〇の三、二九一の五から二九一の七まで、二九一の九から二九一の一四まで、二九二の五、二九二の六、二九四の二、二九五の二、二九五の三、二九六の二及びこれらと一体をなす国有地並びに二六一、二六五、二六六の二から二六六の四までと一体をなす国有地の一部以外の区域
大字清水川字平ノ前の全域	大字清水川字天場二八九の二、二八九の三、二九〇の二、二九〇の三、二九一の五から二九一の七まで、二九一の九から二九一の一四まで、二九二の五、二九二の六、二九四の二、二九五の二、二九五の三、二九六の二及びこれらと一体をなす国有地
大字清水川字地主ヶ市	大字清水川字地主ヶ市三三三の三、三三三の五、三三三の六、三三三の八、三三三の九と一体をなす国有地の一部
大字清水川字牧ノ前	大字清水川字地主ヶ市のうち三三三の一〇、三三三の二、三三三の一の二及び三三三の二から三三三の六まで、三三三の八から三三三の一〇まで、三三三の一、三三三の二と一体をなす国有地以外の区域
大字清水川字御崎前	大字清水川字カタフ田四の五と一体をなす国有地の一部 大字清水川字カタフ田四の五と一体をなす国有地の一部 一、三三三の二と一体をなす国有地の一部 大字清水川字牧ノ前のうち三七一の一と一体をなす国有地の一部以外の区域
大字清水川字御崎谷	大字清水川字北田の一の二及び一の一、一の三から一の五まで、二の二、二の三、三の一、三の三、三の四、三の九と一体をなす国有地の一部 大字清水川字カタフ田四の五と一体をなす国有地の一部 大字清水川字牧ノ前三七一の一と一体をなす国有地の一部 大字清水川字御崎前の全域
大字阿賀字ミソギ	大字清水川字御崎谷のうち三九七の一から三九七の三まで、三九八の一から三九八の三まで、三九九の二から三九九の四まで、四〇〇の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
大字福成字八反田西	大字阿賀字ミソギのうち一〇一六の二、一〇一七の一、一〇一七の二、一〇一七の五と一体をなす国有地の一部以外の区域
大字福成字八反田西の全域	大字福成字八反田西の全域 大字福成字善女河原一五八一の四から一五八一の七まで、一五

大字福成字堂ノ沖下	大字福成字東安寺下	大字福成字大坪上	大字福成字善女河原	大字福成字大デン	大字福成字イソ畑	大字福成字中原田	大字福成字八反田東
大字福成字堂ノ沖下のうち一六二〇の三以外の区域	○九の二、一六二〇の二及びこれらと一体をなす国有地並びに一六一〇の四と一体をなす国有地以外の区域	大字清水川字北田一の五 大字清水川字八反田四七の二と一体をなす国有地 大字清水川字カタフ田五九の二、六〇の二及びこれと一体をなす国有地 大字福成字大坪上の全域	一五八二の三、一五八二の四以外の区域	大字福成字大デンの全域	大字福成字イソ畑のうち一五九以外の区域	四から一〇三の六まで 大字福成字中原田のうち一七二六の四、一七二六の六、一七二六の七及びこれらと一体をなす国有地以外の区域	○三の四から一〇三の六まで以外の区域
							大字福成字善女の全域
							大字福成字八反田東のうち一〇〇の四から一〇〇の六まで、一〇三の四から一〇三の六まで以外の区域

大字福成字今出	大字福成字今出下	大字福成字上新田	大字福成字中新田	大字福成字高田	大字福成字堂ノ沖上	大字福成字堂ノ沖
○四〇の五、二〇四一の二から二〇四一の四まで及びこれらと	二から二〇二七の五まで、二〇二八、二〇三八の二から二〇三八の四まで、二〇三九の二、二〇三九の三、二〇四〇の四、二〇四〇の五、二〇四一の二から二〇四一の四まで及びこれらと	一六五九の四 大字福成字上新田のうち一六七二の一九、一六七二の六、一六七三の二、一六七四の二、一六七六の三、一六七六の四及び一六七七の一から一六七七の七まで、一六七七の九から一六七七の一の一まで、一六七七の二三から一六七七の一六までと一体をなす国有地の一部以外の区域	八の五、一六五九の四、一六七〇の二以外の区域	大字福成字堂ノ沖上二六二四の七、一六二四の八 大字福成字高田のうち一六三四の五以外の区域	大字福成字堂ノ沖上二六二四の七、一六二四の八以外の区域	大字福成字堂ノ沖の全域 大字福成字中原田一七一六の四、一七二六の六、一七二六の七及びこれらと一体をなす国有地

	<p>大字福成字古川</p>	<p>一体をなす国有地</p>
<p>大字福成字落河原上</p>	<p>大字福成字上新田一六七一の一から一六七一の七まで、一六七一の九から一六七一の一まで、一六七一の二三から一六七一の一六までと一体をなす国有地の一部</p>	<p>大字福成字古川の全域</p>
<p>大字福成字欠戸上</p>	<p>大字福成字落河原上のうち二〇二六の三、二〇二六の五、二〇二七の二から二〇二七の五まで、二〇二八、二〇三八の二から二〇三八の四まで、二〇三九の二、二〇三九の三、二〇四〇の四、二〇四〇の五、二〇四一の二から二〇四一の四まで及びこれらと一体をなす国有地の以外の区域</p>	<p>大字福成字欠戸上</p>
<p>大字福成字欠戸</p>	<p>大字福成字欠戸のうち二〇五九の二から二〇五九の四まで、二〇六〇の一、二〇六〇の二、二〇六一、二〇六三の一、二〇六三の四、二〇六三の六、二〇六四の一と一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>大字福成字欠戸のうち二〇六五の三、二〇六八の三から二〇六八の五まで以外の区域</p>
<p>大字福成字出口</p>	<p>大字福成字出口の全域</p>	<p>大字福成字出口の全域</p>
<p>大字福成字ウへ畑西</p>	<p>大字福成字ウへ畑西の全域</p>	<p>大字福成字ウへ畑西の全域</p>
<p>大字福成字イモト谷</p>	<p>大字福成字イモト谷のうち二二三四の三から二三四三の六まで、二三五四の三、二三四四の四、二三五九の二、二三五九の一九、二三五九の二〇、二三三八の一から二三三八の五まで、二三六九の四から二三六九の七まで、二三七〇及びこれらと一体をなす国有地並びに二三六九の二、二三六九の三、二三七一、二三七一内第一、二三三五、二三三六、二三三八の一、二三三八の二、二三三九、二三四〇、二三四一の一、二三四一の二、二三四二と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>	<p>大字福成字イモト谷</p>
<p>大字福成字アナ</p>	<p>大字福成字アナののうち二二九六の二、二三〇二の四から二三〇二の六まで、二三〇三の八から二三〇三の一二まで、二三〇四の二</p>	<p>大字福成字アナ</p>
<p>大字福成字前河原北</p>	<p>大字福成字前河原北の全域</p>	<p>大字福成字前河原北</p>
<p>大字福成字河原田</p>	<p>大字福成字河原田のうち二二七五の二以外の区域</p>	<p>大字福成字河原田</p>

<p>大字福成字屋敷</p>	<p>大字福成字イモト谷二三四三の四から二三四三の六まで、二三四四の三、二三四四の四及びこれらと一体をなす国有地 大字福成字屋敷のうち二三七二の二、二三七二の三、二三七四の二、二三七四の三、二三九〇の二、二三九一の二、二三九一の三、二三九二の六まで、二三九二の六まで、二三九二の四から二三九二の六まで、二三九三の二、二三九七の五から二三九七の八まで、二三九九の二、二三九九の三、二四〇〇の三から二四〇〇の五まで、二四〇一の四及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>大字福成字ナメラ谷</p>	<p>大字福成字イモト谷二三三五、二三三六、二三三八の一、二三三八の二、二三三九、二三四〇、二三四一の一、二三四一の二、二三四二と一体をなす国有地の一部 大字福成字ナメラ谷のうち二四四四の五から二四四四の七まで以外の区域</p>
<p>大字福成字才藤場山</p>	<p>大字福成字才藤場山のうち二五四一、二五四三の三、二五四九の二、二五四九の三及びこれらと一体をなす国有地並びに二五四二、二五四三の一、二五四三の二、二五四四、二五四八、二五四九の一、二五五〇と一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>大字福成字ヘヒリ裕</p>	<p>大字福成字ヘヒリ裕のうち二七四七の二、二七四七の三、二七五〇の二、二七五一の二、二七五三の二以外の区域</p>
<p>大字福成字ナメラ谷 奥</p>	<p>大字福成字ナメラ谷二四四四の五から二四四四の七まで 大字福成字ナメラ谷奥の全域</p>
<p>大字福成字釜谷山</p>	<p>大字福成字釜谷山のうち二八一の一の二以外の区域</p>
<p>大字福成字穴田北</p>	<p>大字福成字穴田北の全域</p>
<p>大字福成字平ノ前</p>	<p>大字福成字才藤場山二五四一、二五四三の三、二五四九の二、二五四九の三及びこれらと一体をなす国有地並びに二五四二、二五四三の一、二五四三の二、二五四四、二五四八、二五四九の一、二五五〇と一体をなす国有地 大字福成字ヘヒリ裕のうち二七四七の二、二七四七の三、二七五〇の二、二七五一の二、二七五三の二 大字福成字平ノ前の全域</p>
<p>大字福成字マキガ坪 下</p>	<p>大字福成字欠戸上二〇六一、二〇六三の一、二〇六三の四、二〇六三の六、二〇六四の一と一体をなす国有地 大字福成字マキガ坪下の全域 大字福成字マキガ坪三一八九の一から三一八九の三まで 大字福成字マキガ坪のうち三一八九の一から三一八九の三まで以外の区域</p>
<p>大字福成字水引</p>	<p>大字福成字欠戸二〇六五の三、二〇六八の三から二〇六八の五まで 大字福成字水引の全域</p>
<p>大字北方字道端</p>	<p>大字福成字欠戸上二〇五九の二から二〇五九の四まで、二〇六〇の一、二〇六〇の二と一体をなす国有地 大字北方字道端の全域</p>
<p>廃止する字の名称</p>	<p>大字清水川字荒田 大字清水川字八反田 大字福成字善女 大字福成字堂ノ沖</p>

鳥取県告示第四百三十六号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、保険医及び保険薬剤師の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第九条の規定により、次のとおり告示する。

平成十年六月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

氏名	登録の記号及び番号	登録の年月日
清水 秀樹	鳥医五七二〇	平成十年五月二十二日
衣笠 良治	鳥医五七二一	〃
帆波 行正	鳥医五七二二	〃
松原 剛一	鳥医五七二三	〃
持田 晋輔	鳥医五七二四	〃
井上 浩一	鳥医五七二五	〃
高木 康伸	鳥医五七二六	〃
藤井 進也	鳥医五七二七	〃
中村 由貴	鳥医五七二八	〃
香田 正晴	鳥医五七二九	平成十年五月十九日
藤井 義寛	鳥医五七三〇	〃
月原 悟	鳥医五七三一	〃
宗田 高穂	鳥医五七三二	〃
福原 葉子	鳥医五七三三	〃
栗原 彩子	鳥医五七三四	〃

廣島 理恵	鳥医五七三五	〃
山藤 加奈	鳥医五七三六	〃
景山 博子	鳥医五七三七	〃
富倉 陽子	鳥医五七三八	〃
宮本 美香	鳥医五七三九	〃
岡村 僚久	鳥医五七四〇	〃
堀向 健太	鳥医五七四一	〃
佐伯 有祐	鳥医五七四二	〃
佐々木 修一	鳥医五七四三	〃
野坂 彩	鳥医五七四四	〃
船越 宏子	鳥医五七四五	〃
森 達之	鳥医七二三	平成十年五月二十二日
山田 晃	鳥医七二四	〃
伊藤 美知子	鳥医七二五	〃
清水 里恵	鳥医七二六	〃
園田 真之	鳥医七二七	平成十年五月十九日
山口 貴彦	鳥医七二八	〃
福井 利子	鳥医一〇八〇	平成十年五月二十一日

鳥取県告示第四百三十七号

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定に基づき、次のとおり国土調査の成果を認証したので、同条第四項の規定により告示する。

平成十年六月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

調査を行った者の名称	調査を行った時期	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
鳥取市	平成六年度から平成九年度まで	鳥取市(海蔵寺、桂木、生山、広岡及び船木の各一部)の地積図及び地積簿	鳥取市海蔵寺、桂木、生山、広岡及び船木の各一部	平成十年六月十二日
東郷町	平成八年度及び平成九年度	東郷町(大字長江及び大字門田の各一部)の地積図及び地積簿	東伯郡東郷町大字長江及び大字門田の各一部	〃
三朝町	平成八年度及び平成九年度	三朝町(大字森大字大瀬、大字横手及び大字福本の各一部)の地積図及び地積簿	東伯郡三朝町大字森、大字大瀬、大字横手及び大字福本の各一部	〃
関金町	平成七年度及び平成八年度	関金町(大字安歩の一部)の地積図及び地積簿	東伯郡関金町大字安歩の一部	〃
西伯町	平成五年度から平成八年度まで	西伯町(大字清水川及び大字福成の各一部)の地積図及び地積簿	西伯郡西伯町大字清水川及び大字福成の各一部	〃

公 司	西伯町	平成七年度及び平成八年度	西伯町(大字福成の一部)の地積図及び地積簿	西伯郡西伯町大字福成の各一部	〃
	<p>平成10年6月2日に実施した第27回採石業務管理者試験に合格した者は、次のとおりである。</p> <p>平成10年6月12日</p> <p>鳥取県知事 西 尾 忠 次</p> <p>藤森 英之 上原 精 西尾 敏郎 川西 剛 松下 英二 中野内道徳 片岡 弘 鳥飼 直樹 高田 誠 博田 篤 阪井 光博</p>				
<p>砂利採取法(昭和43年法律第74号)第15条第1項の規定により、平成10年度の砂利採取業務主任者試験を次のとおり実施する。</p> <p>平成10年6月12日</p> <p>鳥取県知事 西 尾 忠 次</p>					

1 試験の日時及び場所

- (1) 試験の日時 平成10年7月31日(金) 午前10時から
- (2) 試験の場所 鳥取市尚徳町101-5
鳥取県立県民文化会館 第4会議室

2 試験科目及び試験時間

試 験 科 目	試 験 時 間
ア 砂利の採取に関する法令 イ 砂利の採取に関する技術的な事項(基礎的な土木及び河川工学に関する事項を含む。)	2時間

3 受験申込手続

次の書類を平成10年6月12日(金)から同年7月10日(金)までの間に住所地を管轄する土木事務所に提出すること。

なお、郵送の場合は、平成10年7月10日(金)までの消印のあるもの限り有効とする。また、受験願書及び履歴書は、土木事務所に備え付けてある所定の用紙を使用すること。

- (1) 受験願書
- (2) 履歴書

(3) 写真(手札型とし、出願前6か月以内に撮影した正面上半身像で、その裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの。)

4 受験手数料及びその納付方法

- (1) 受験手数料 7,600円
- (2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の所定の欄にはり付けて納付すること。この場合、消印しないこと。

5 その他

- (1) 受験願書を提出した者には、受験票を交付する。
- (2) 受験についての詳細は、各土木事務所に問い合わせること。

調 達 公 告

一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成10年6月12日

鳥取県営病院事業管理者 岩 宮 緑

(1) 調達件名及び数量 A重油JIS1種2号 1,040キロリットル

(2) 契約方式 一般競争入札

(3) 落札決定日 平成10年3月27日

(4) 落札者の氏名及び住所 株式会社中村石油店

鳥取市寿町757

(5) 落札価格 31,290円/キロリットル(消費税及び地方消費税の額を含む。)

(6) 入札公告日 平成10年2月13日

(7) 落札方式 最低価格落札方式

(8) 契約事務担当部局の名 鳥取県立中央病院事務部管財課

称及び所在地 鳥取市江津730

<p>一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。</p> <p>平成10年6月12日</p> <p>鳥取県営病院事業管理者 岩 宮 緑</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 調達件名及び数量 鳥取県立中央病院清掃作業 一式 (2) 契約方式 一般競争入札 (3) 落札決定日 平成10年3月27日 (4) 落札者の氏名及び住所 山陰リネンサプライ株式会社 鳥取市富安二丁目159 (5) 落札価格 73,815,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。） (6) 入札公告日 平成10年2月13日 (7) 落札方式 最低価格落札方式 (8) 契約事務担当部局の名 鳥取県立中央病院事務部管財課 称及び所在地 鳥取市江津730 	<ol style="list-style-type: none"> (1) 調達件名及び数量 鳥取県立厚生病院清掃作業及び食器洗浄作業 一式 (2) 契約方式 一般競争入札 (3) 落札決定日 平成10年3月27日 (4) 落札者の氏名及び住所 株式会社エバークリーン 倉吉市上井353-5 (5) 落札価格 45,864,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。） (6) 入札公告日 平成10年2月13日 (7) 落札方式 最低価格落札方式 (8) 契約事務担当部局の名 鳥取県立中央病院事務部管財課 称及び所在地 倉吉市東昭和町150 <p>随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。</p> <p>平成10年6月12日</p> <p>鳥取県営病院事業管理者 岩 宮 緑</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 調達件名及び数量 総合医療情報システムの管理運営等業務 一式 (2) 契約方式 随意契約 (3) 契約日 平成10年4月1日 (4) 契約者の氏名及び住所 財団法人鳥取県情報センター 鳥取市東町一丁目220 (5) 契約価格 41,131,597円（消費税及び地方消費税の額を含む。） (6) 随意契約による理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定
<p>一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。</p> <p>平成10年6月12日</p> <p>鳥取県営病院事業管理者 岩 宮 緑</p>	

める政令第10条第1項第2号に該当
契約事務担当部局の名 鳥取県立中央病院事務部総務課
(7) 称及び所在地 鳥取市江津730